

岩手県監査委員告示第6号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 公益財団法人いわてリハビリテーションセンター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成25年7月9日
  - (2) 本監査実施日 平成25年8月21日
- 3 監査結果の公表の日 平成25年10月1日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬及び旅費交通費の支給並びに食糧費及び賃借料の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものが16件、296,374円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支払計画書兼支払確認書の作成・運用により、支払時期、支払金額の明確化、支払担当者の自己チェック体制の強化及び出納員のチェック体制の強化を図り支払事務の進行管理を行うことにより支払遅延の再発防止に努めることとした。